

# まごころ

平成14年 5月1日 No.107  
 〒491-0041 一宮市文京1丁目4-6  
 ☎ 0586-73-8707  
 FAX 0586-73-8870

ご参加ください!

知的障害者支援にかかわる

ミニ講座を開催します

前号でもお知らせしておりますように、当会では知的障害の方々が行き交う場所が地域にほとんどない実情を考え、安心して集う事が出来るような場所づくりを、お手伝いしていきたいと準備を進めています。  
 つきましては、これにかかわるスタッフのための講座を開催することにいたしました。  
 知的障害者福祉に関心をお持ちの皆様ぜひご参加下さい。そして「まごころ」の活動にも応援下さいますようお願い致します。

- ◆ 日程 五月二十七日／六月三日／六月十日  
 午前10時～午後3時
- ◆ 内容 知的障害者への理解や支援活動に関する講義や作業所での実習など
- ◆ 会場 当会事務所一階「ふれあい広場まごころ」及び各授産施設
- ◆ 会費 一五〇〇円
- ◆ 定員 二十名
- ◆ 申込 まごころ事務所

## 助け合い活動のケア報告

### ◆旅に出た(2泊3日)

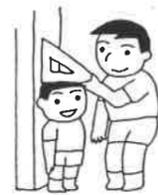
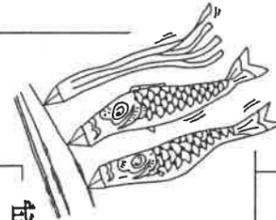
お一人暮らしの方から、「何十年も遠い故郷に帰らないので、今のうちに一度帰りたい。ついては、今の体調で一人で出掛けるには不安があるので、同行してもらえないか。」という依頼を受けました。

遠方ではありましたが、この方の希望は当然のことであり、お医者さんの許可をとっていただくことを条件に、会では二泊三日の旅に同行させていただくことになりました。

ただ、幾つかの病気がおありになるから、体調を崩されないかとそれが心配でした。  
 しかし、その心配もなく、お元気にお帰りになりました。  
 久しぶりに、故郷の親類の皆様にお会いになれたとのこと、そして、故郷の地を踏むという長い間の願いがかなったことは、何よりのお薬だったようです。  
 帰られてからお電話を下さったが、声はまるで別人のようでした。「本当に嬉しかった。お陰で、みんなに会うことが出来ました。ありがとうございます。」と、感謝の言葉をいただきました。  
 みんなの思いが少しあれば、こんな活動も出来ると感慨深い。ケアをさせていたいただきました。大切な介護保険では出来ない、大切なケアをさせていたいただきました。どうぞお疲れがたまらないように。

## 講座内容と日程

月日	時間	内容	講師
5/27 月曜日	10時～12時	一宮市における知的障害者福祉の現状	一宮市福祉課
	13時～15時	知的障害者への理解とその関わり方について	コンビニハウスコーディネーター 市江由紀子さん
6/3 月曜日	10時～12時	街で暮らす知的障害者の望ましい自立	愛知県コロニー課 神田 啓子さん
	13時～15時	シンポジウム「みんなで考えよう」	関係者を囲んで
6/10 月曜日	10時～15時	授産施設実習	一宮市立いずみ作業所 一宮市立第二いずみ作業所 一宮市立いずみ福祉園



**感謝**  
 当事務所移転に当たって、皆様から温かいお言葉やお花、皆様の絵など、大切な作品等をお寄せいただきありがとうございます。心から感謝申し上げます。

## ◆総会と交流会ご案内◆

総会後に新事務所の「ふれあい広場まごころ」をご紹介させていただきますながら、交流会を行います。  
 地域の皆さん、利用会員さん、賛助会員さん、協力会員さんもぜひ交流会にご参加ください。  
 昼食を用意して、お待ちしております。  
 恒例のデイサービス参加者による演奏等発表もあります。  
 ミニデイ参加の高齢者の皆様は、只今特訓中です。  
 どうぞお楽しみに!

- ◆ 日 時・・・平成14年 5月19日(日)午前9時30分～午後1時30分
- ◆ 場 所・・・まごころ事務所
- ◆ 総 会・・・午前9時30分～11時
- ◆ 交流会・・・11時30分～午後1時30分

## ヘルパー利用の限界

「外出したい時に、寝たきりの父親を一日とか半日「ふれあい広場まごころ」でみてもらえないか」というご相談をいただいた。  
 この方が、現在介護保険で利用されているサービスは、訪問看護と移動入浴で、ホームヘルプサービスは利用されていませんでした。その理由をお尋ねすると、「経管栄養だし、排泄はおむつで、移動入浴も利用している。日常的に必要なことは自分で出来ます。唯一してほしい手助けは、頻繁に出る痰の吸引でした。それをお願いして、ヘルパーさんに来ていただいている間に、外出したいと思ったのです。」  
 しかし、ヘルパーさんが吸引するのは医療行為で行えない、というのでしたから。  
 私が一番助けてほしいのは、おむつ交換や清拭ではなく、日常的に家から外に出ること。これを助けてほしいからヘルパーさんに来てもらっていない」と言われます。

## 外出出来ない介護者

数十分単位の吸引も少なくないため、この方は長時間の外出が出来ない。月に一度のショートステイと、たまにデイサービスを利用して必要な外出をされていますが、それも、頻繁な吸引が必要だと受け入れてくれない施設に限られていくと、急には頼めないし、介護保険になっても、結局、介護する者が日常的には家から出られない状況は前と変わらない」と話された。

## 家族が行う

### 医療行為への支援

会では、家族が行う医療行為とヘルパーのかかわり方をずっと課題とし、勉強会も行ってきました。緊急時には行わざるを得ない場合があっても、日常的に行うのはケア内容を区分しなければ、難しい問題だと不安に思っています。では、日常的に家族が行う医療行為を、誰が代わりに支援してあげばいいのでしょうか。  
 褥瘡手当てなどが、現実に介護現場で程度の差こそあれ行われている事実を鑑み、早急に医療行為の中身の見直しと、そのケア内容について、ヘルパー指導の徹底をはかることが大切かと思われまします。また、ショートステイやデイサービス施設の受け入れ条件の拡充が必要のようです。  
 介護保険制度の最重要課題として対策が急がれます。

◆ ◆ ◆  
 当会の助け合い活動には、まだ看護婦さんが参加されておられませんが、「ふれあい広場まごころ」では看護婦の資格をお持ちの方を募集しています。こういう依頼の方へ支援が出来る体制を作るために、必要だと思っております。